

投資信託なら月1万円でも資産運用できる

投資信託を通じて株式・債券・不動産などを間接的に購入できる

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

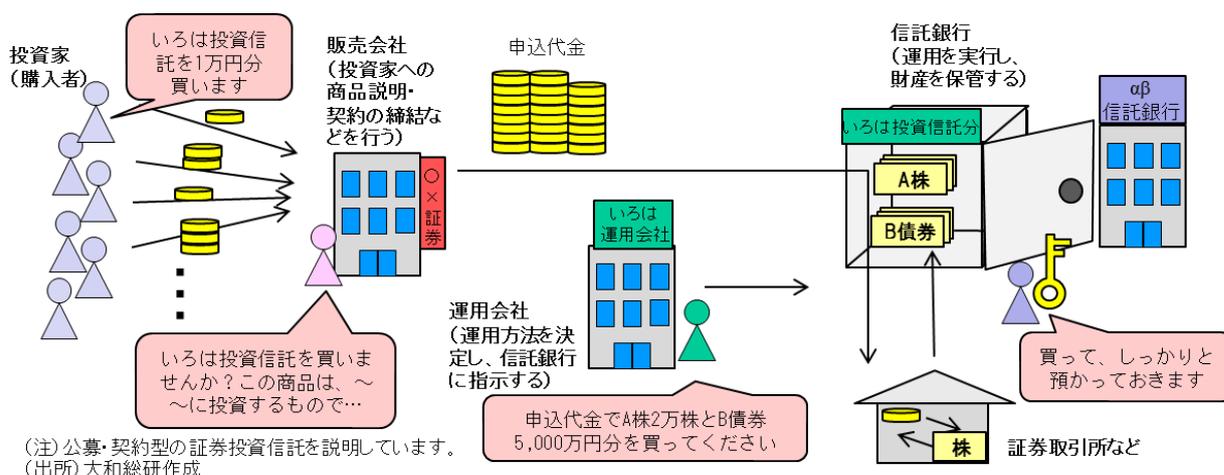
「先取り貯蓄」で貯める月1万円や2万円では、株式・債券・不動産などにはなかなか手が届きません。ですが、投資信託を使えば、月1万円や2万円でも、株式・債券・不動産などを間接的に保有することができます。今回は、投資信託のしくみについて説明します。

投資信託のしくみ

前回説明した通り、株式・債券・不動産などを直接買うには、数万円から数千万円が必要で、「先取り貯蓄」で貯める月1万円や2万円では、なかなか手が届きません。ですが、投資信託を使えば、1万円や2万円でも、株式・債券・不動産などを間接的に保有することができます。

投資信託とは、たくさんの人から集めたお金をひとつにまとめて、株式・債券などに投資する商品です¹。投資の成果はお金を出した人それぞれに公平に分配されるしくみになっています。投資信託のしくみを簡単に示すと、次の図表のようになります。

図表 投資信託のしくみ（イメージ図）



¹ 株式や債券に投資する投信信託を「証券投資信託」といい、ここでは、証券投資信託を例に投資信託の基本的なしくみを説明します。不動産に投資する投信信託は「不動産投資信託」(REIT)といい、証券投資信託とはしくみが若干異なります。

証券会社や銀行などの**販売会社**は、個々の投資信託の購入者に対して商品の説明を行い、契約を締結し、申込代金を預かります。販売会社が集めた投資信託の申込代金は、信託銀行に送られます。

例えば、1 人が出せる金額が 1 万円だけでも、1 万人が 1 万円ずつ出し合えば合計で 1 億円になります。1 億円あれば、いろんな会社の株式や債券などを購入できます。投資信託の申込代金として集められたお金を使ってどのような資産を購入するのかを決定するのが、投資信託の**運用会社**（委託会社、とも言います）です。

実際には投資信託ごとに運用方針が決められており、運用会社は運用方針に従って購入する資産を決定しています。例えば、日本株式のみを購入する、株式と債券を半々の割合で購入する、米国の不動産（に投資する投資信託）を購入する、など運用方針の違いが投資信託ごとの特色を決めます。**信託銀行**は、運用会社から受けた指示に従って、投資信託の申込代金を使って証券取引所などで株式や債券などを購入して、保管します。

投資信託は、このように販売会社、運用会社、信託銀行の三者があって成り立つもので、投資信託の受益者は、これらの会社に対して運営代金を支払う必要があります。この代金には**販売手数料**と**信託報酬**があります。

投資信託の申込代金で買った株式や債券などは、その投資信託の受益者全員のものです。投資信託が終了（償還）する時には、その株式や債券などを換金して受益者に払い戻します。それぞれの受益者が支払った当初の申込代金に応じて、当初の申込金額 1 万円あたり何円という形で払戻金額が決まります。償還時に払い戻される金額は決まっておらず、いくらで償還されるかはその投資信託が購入した株式や債券などの運用成果（値動きや配当、利子など）次第で、償還金額は申し込んだ金額よりも多くなる可能性も、少なくなる可能性もあります²。

投資信託を使うと、1 万円や 2 万円などの少額でも、間接的に株式や債券などに投資することができ、その投資の成果（値動きや配当、利子など）を享受することができるのです。

投資信託に投資した成果がどのようなものになるかは、その投資信託でどのような資産を購入するかによります。また、投資信託の受益者が支払う信託報酬などの費用も、投資成果に影響を与えます。投資信託によって、どんな資産をどのように購入するのか、費用がいくらであるかはまちまちです。次回以降は、「先取り貯蓄」で貯めるお金の一部を使って資産運用を行う場合に、どのような投資信託が向いているのかを考えていきます。

（次回予告：投資対象を幅広く分散させよう 10 月 5 日（木）更新予定） 以上

² ほとんどの投資信託は毎営業日解約を受け付けており、解約時に払い戻される金額も、償還時と同様にそれぞれの受益者が支払った当初の申込代金に応じて、当初の申込金額 1 万円あたり何円という形になります。また、ほとんどの投資信託はその投資信託が始まる時（当初設定）だけでなく、毎営業日、申込を受け付けています。当初からその投資信託を申し込んでいる人と途中から申し込んだ人を公平に扱うため、途中から申し込んだ人の申込金額は、当初の申込金額に直すといくらかに相当するか換算されます（当初設定時の申込金額を 1 口 1 円として、基準価額を用いて口数に換算されます）。